1 アートホール貸出の目的

県民の文化、芸術の振興等のために講演、会議、研修等を行う場として施設を提供するものです。

2 使用許可の基準

次のいずれかに該当する講演、会議、研修、教育活動、その他これらに類するものを行う場合に限り、アートホールの使用を許可します。

- (1) 文化、芸術の振興に関する内容であること。
- (2) 県または市町村が主催・後援する公共性、公益性を有する内容であること。
- (3) 館長が特に認めた場合であること。
- 3 申し込み時に提出するもの
- (1) 施設等使用許可申請書・・・・・・・・・・1部
- (2) アートホール使用企画書 (表裏記入)・・・・・・1部
 - ※他の主催者の使用や美術館主催の行事等の関係で、利用になれない日時があります。申請時にご確認ください。
 - ※ホールの使用を希望する方は、使用を希望する日の2日前までに必要書類を提出してください。

4 記入について

- ○申請書の使用施設の欄は「アートホール」と記入してください。
- ○利用時間は1日の中で3つに分かれています(下記の利用時間を参照)。
- ○利用時間については、2つまたは3つの時間帯を続けて利用することもできます。その場合は、はじめと終わりの時間を記入してください。※時間には、準備、受付、後片付け等の時間を含みます。
- ○使用料

午前10	時~正午まで	1,700円
午後 1	時~午後3時まで	1,700円
午後 3	時~午後6時まで	2,200円

- 〇持ち込み電気器具がある場合は、利用時間にかかわらず、1kWにつき別途320円が必要になります。 ※受付時間は休館日を除く午前10時から午後5時までです。
- 5 使用の決定について

使用内容等を確認後に電話で連絡します。連絡を受けた後、アートホールの使用前までに、使用料を美術図書室で納めてください。支払い後に、許可書を交付します。

- ※ 許可書は、使用日に持参し、提示できるようにしてください。
- 6 使用できる備品について

企画書に表記していますので、ご覧ください。

- 7 禁止事項等について
 - ○アートホール内での飲食、喫煙
 - ○物品の販売
 - ○入場料金の徴収
 - ○水や画材等を持ち込んでの作品制作
 - ○アートホール以外に館内の静かな環境の妨げとなる音響が漏れたり、床や壁面等の破損や汚染など会場の原 状復帰ができないことが予想されたりするパフォーマンス
 - ○動植物の持ち込み(生花やペット等)
 - ○指定された場所以外の掲示物(チラシ、ポスター等)の設置
- 8 その他

ご不明な点等がありましたら、下記にお問い合わせください。

県立美術館 学芸課 電話 0985-20-3328